

年頭のご挨拶

岡山県神社庁庁長
牧 博 嗣

令和三年辛丑の新春を迎え、皇室の
愈々の弥栄と、県内各神社の御社頭
のご隆昌、そして、皆様方のご健勝ご多
幸を心よりお祈り申し上げます。

中国武漢に端を発した感染症は、全
世界に蔓延し感染者は四千万五人余
り、死者は百十八万人余り（令和二年
十月三十日現在）に達しています。

我が国では、クルーズ船の感染者を
含め十万人余り、死者数は千七百六十
九人（令和二年十月三十日現在）となっ
ています。

世界に比して、我が国の感染者数、
死者数はよく抑えられていると思ひ
ます。それは、行政、医療従事者の適
切な処置によるところが大きいのと思
いますが、日本人の日頃の生活習慣が感
染拡大を防いでいるのではないかと感
じているのは私だけでは無いと思ひま
す。

とは言っても、昨年の三月以降、各
神社の春祭り、夏祭り、秋祭りまでも、
ほぼ全ての神賑い行事の自粛を余儀な
くされ、経験値を超えた苦境に立たさ
れていることに違いはありません。

そして、神社界にとりまして喫緊の
不安材料は、七五三詣、年始の初詣参
拝状況についてでありました。

各神社とも、各方面からの情報を収
集し、感染防止策を講じて参拝者を受
け入れていただいたことと思います。

昨年十月二十三日、「新型コロナ政
府分科会」が年末年始の休暇を、最大
一月十一日迄企業側に延長要請する
の報道があり、その中で、神社界の初
詣に関する取り組みについての紹介も
ありました。

この庁報がお手元に届く頃、コロナ
禍の影響が最小限であることを念じて
止みません。

神社庁諸行事も、元年度下半期の殆
どの行事が中止となり、今年度に入り
ましても、教化委員会の「中国地区教
化会議」「こども伊勢まいり」を始め「中
国地区中堅神職研修会」や当県主催の
各種研修会も中止或いは延期となつて
おります。

そんな中で、県外受講者を含め二十
八名の受講者を受け入れ「直階検定講

習会」を予定通り八月七日に開講し、
九月一日に一人の落伍者も無く修了す
ることができました事は、特筆に値す
る講習会になったのではないでしょう
か。

感染症の感染に歯止めがかからず、
近県の殆どの神社庁が講習会を中止し
ている状況下であったため、講習中に
感染者が出れば中止を条件に開催を決
定しました。

出来得る限りの感染防止策を施し、
受講者には開講二週間前から毎日検温
の報告や日常生活にも気を配ること等
を義務付け、講師の先生方にも同様の
お願いをし、開講にこぎつけました。

講習期間中も、日々体調管理に留意
し、常にマスク着用で受講していただ
く等、受講生には心身ともに大変辛い
思いの中、頑張っていたいただきました。

そうした受講生の頑張りに応えて、
熱心にご指導いただいた講師の先生方
にも敬意を表したいと思います。

そして、この講習会の一番の功労者
は、神社庁の三名の職員であり、心よ
り労いたしたいと思います。

昨年一月発刊の庁報で、神道政治
連盟岡山県本部の重点活動の一端を紹
介させていただきましたが、思わぬ形
で警察との協力関係が実現しましたの

で紹介しておきます。

昨年の六月中旬、石上布都魂神社物
部明憲宮司を介して真庭警察署黒田俊
介署長、川崎紀三郎副署長と面会の機
会を戴き、懇談の中で、岡山県警が最
重要課題として取り組んでいる「特殊
詐欺撲滅」啓発への協力を依頼されま
した。

早速、七月初旬真庭支部黒田公宜支
部長が仲介役の物部宮司と共に、黒田
署長に面会していただき、その席上で、
真庭署管内の神社に特殊詐欺撲滅幟三
百本の設置を正式に依頼されました。

これを受けて、直ちに支部執行部で
協議、即断即決をしていただき、今回
の協力体制が実現しました。

急なお願いにもかかわらず、ご協力
を頂きました黒田支部長を始め、各宮
司様には心より感謝申し上げます。

本年予定されています当庁諸行事
が、予定通り行えるかどうか、先が見
通せない現状ではありますが、全ての
行事は行うことを前提に、過剰に恐れ
ず、それでいて遂行に当たっては、慎
重かつ、十分な対策を講じて取り組ん
で参りたいと思っております。

どうか、皆様のご理解と、一層のご
支援ご協力を賜りますようお願いし
い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への

岡山県神社庁の対応

○令和二年度岡山県神社庁一般会計

歳入の負担金は各支部一律二割削減。歳出の役員報酬は計上しないことを決定。
(八月二十二日)

○新型コロナウイルス感染症を契機とした文化財修理事業等への国庫補助率の加算措置
神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(八月十二日)

○新しい生活様式にあわせた祭典（神事）の心得チラシ
神社本庁から通知があり、県内神職に配布。また、メール、ホームページ上にてチラシデータが印刷可能であることを周知。
(八月十二日)

○神宮神楽殿御祈禱の再開
神宮司庁から内宮、外宮の神楽殿での御祈禱の再開について通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(八月十七日)

○新型コロナウイルス感染症に対する社会状況を踏まえて、役員会で、新型コロナウイルス感染症に対する特別体制の基準を次の通り改正
(八月二十八日)

	発令の目安	勤務体制	少人数の 会合	50人以上の 会合	事業
レベル1	県内で継続的に感染者が出ているとき	通常勤務 注意喚起	○	○	○
レベル2	特定の職種・職場以外の感染者が広がりを見せているとき	通常勤務 注意喚起	○	×	○
レベル3	岡山市内で企業の在宅勤務が進んでいるとき	勤務体制の縮小、時差出勤を検討	不要不急の 会合は延期	×	個別に延期、 中止を検討
レベル4	国又は県から外出自粛又は休業の要請がなされたとき	交代出勤、 自宅勤務	×	×	×

※50人以上の会合の人数は、案内先の人数とする。

○「変わらない祈りのために」キャンペーン

全国十三都府県の賛同神社庁により実施。岡山県も賛同神社庁に名を連ねる。神社参拝時のガイドラインの共通使用、チラシやポスターの共同制作、共同使用により新しい生活様式に対応。チラシ・ポスターが申込、印刷可能であることを県内神職

にメール、ホームページ上にて周知。
(九月三日)

○神宮御垣内参拝の再開

神宮司庁から内宮、外宮の御垣内参拝（特別参拝）を十月一日（木）から取扱時間、人数制限を設け再開することについて通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(九月十六日)

○第六十六回伊勢神宮新穀感謝祭

新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見えないことから、神社庁役員のための代表参列に決定。
(九月二十九日)

○神宮神楽殿の登殿人員制限の緩和

神宮司庁から通知があり、県内神職に書面、メール、ホームページ上にて周知。
(十月一日)

○神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
神社本庁から通知があり、県内神職に書面、メール、ホームページ上にて周知。
(十月六日)

○神社本庁主催の研修

神社本庁から通知があり、令和二年十一月から令和三年三月までは開催しないことなどを県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(十月十三日)

○立皇嗣の礼当日神社に於いて行う祭祀
神社本庁から改めて通知があり、

県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(十月十六日)

○GoToトラベル事業及びキャッシュレス決済に関わる税務上の留意点
神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(十月二十六日)

○令和二年度階位検定講習会の中止

國學院大学、皇學館大学において毎年二月、三月にかけて開催されている春季の権正階、直階検定講習会は中止。次は早くても令和三年夏以降になることを県内神職にメールにて周知。
(十一月十日)

○感染症対策ガイドラインの改訂

神社本庁から通知があり、県内神職に書面、メール、ホームページ上にて周知。
(十一月十九日)

○日本宗教連盟主催 コロナ禍における宗教活動を考えるセミナー開催
神社本庁から案内があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(十一月二十日)

○新型コロナウイルス感染症に関わる神社への貸付制度

神社本庁で新たに創設されたことと、それに伴い岡山県神社庁の貸付制度を変更したことを、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。
(十二月三日)

直階検定講習会を二十八人が修了

第二十一回直階検定講習会を八月七日から九月一日までの期間で岡山県神社庁を会場に開催しました。前回の直階検定講習会から四年目、権正階検定講習会から三年目の年にあたりです。

新型コロナウイルス感染症の感染者が全国で絶えない状況の中、今年、階位検定講習会を開催したのは京都府（直階・権正階）、長崎県（直階）、そして岡山県（直階）の三府県のみでした。自然と県外からの受講者の比率が例年より多くなり、県内の神社に奉仕する予定の者が二十一人、県外が七人、男女別では男性が十八人、女性が十人の計二十八人で開催となりました。年齢は十八才から七十才まで、平均年齢が三十九・五才、神職のご家族が約七割でした。

教室は、三密を避けるために神社庁で一番面積が広い神殿を使用して着席時に二メートル以上の間隔を確保し、換気を十分にして講義を行いました。また、祭式は身体の接触があることから講習会の前半は座学の講義のみを行い、後半に祭式を集中して実施し、万

が一、受講者の中に感染者がいた場合に備えました。その分、祭式を習得する時間は限定されてしまいました。夕拝作法の動画を受講生に配布して前半にも毎日夕拝を行い、受講者が交代で祭員を奉仕するなどして少しでも多く祭式に触れる機会を確保しました。

しかし、いかに接触を避ける努力をしても、受講者の中に感染者がいれば講習会自体が中止となってしまいました。そのことを受講者に予め周知した上で、講習会開催の一月前から不要な会合参加や県外移動、自宅以外での飲酒の禁止、密となる場所への立ち入り禁止など、多岐にわたる生活制限を設けて受講者が感染しないように努めました。また、受講二週間前からは毎日体温計測を行い、定期的に神社庁に報告を義務付けました。開講後は、講義、祭式共に常時マスクを着用し、授受を伴う作法がある時間には、手袋をすることとしました。また、体温計測は、朝自宅で一回、神社庁来庁時に一回、お昼に一回と一日三回計測し、神社庁の各所にアルコール消毒液を配置して

感染防止に努めました。受講生に対する「自宅以外での飲酒の禁止」などの生活面の制限を講習期間中も継続し、今回の受講生は制約の厳しい中で真面目に受講されたと思います。

例年は、神宮に全員で参拝をして神職を目指す者としての自覚を促していましたが、今年は吉備津神社において正式参拝と鳴釜神事に参列しました。また、日ごろの祈禱の様子を伺ったりするなど、先輩神職の姿を実体験として学びました。

閉講式では、牧庁長から「来年は、権正階講習会を開催する予定としているので、宮司資格を目指して、是非、岡山で受講するよう期待します」と激励の言葉がありました。



令和二年 臨時協議員会 報告

令和二年十一月十三日(金)
於 神社庁

議事

- 議案第一号 令和元年度岡山県神社庁 一般会計歳入歳出決算
- 議案第二号 令和元年度岡山県神社庁 別途会計収支決算
- 議案第三号 令和元年度岡山県神社庁 事業会計決算
- 議案第四号 岡山県神社庁財産目録
- 議案第五号 岡山県神社庁規則の一部を変更する改正案
- 議案第六号 岡山県神社庁新型コロナウイルス感染症対策貸付取扱要綱の一部を変更する改正案

補足

・ 議案第一号から第六号まで、原案の通り承認。
 ・ 議案第六号について、本年六月に役員会議決により制度を創設したが、十月に神社本庁において「新型コロナウイルス感染症の影響による神社本庁災害等対策資金貸付規程に基づく借入の特例措置規程」が成立したことから、貸付対象を「神社本庁で貸付総額の超過を理由に借入できなかった神社」に変更し、貸付の原資を縮小した。

令和元年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(令和元年7月1日~令和2年6月30日)

歳入総額	136,929,516円
歳出総額	115,852,319円
差引残高	21,077,197円

歳入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 神饌及幣帛料	1,470,000	1,296,400	173,600
1 本庁幣	1,220,000	1,216,000	4,000
2 神饌及初穂料	250,000	80,000	170,000
II 財産収入	6,000	3,498	2,502
III 負担金	36,920,000	36,694,900	225,100
1 神社負担金	25,844,000	25,697,070	146,930
2 神職負担金	9,230,000	9,150,540	79,460
3 支部負担金	1,846,000	1,847,290	△ 1,290
IV 交付金	64,600,000	67,389,100	△ 2,789,100
1 本庁交付金	3,500,000	6,339,100	△ 2,839,100
2 神宮神徳宣揚費交付金	60,700,000	60,700,000	0
3 本庁補助金	400,000	350,000	50,000
V 寄付金	10,000	0	10,000
VI 諸収入	4,080,000	4,643,356	△ 563,356
1 表彰金	50,000	70,000	△ 20,000
2 預金利子	5,000	111	4,889
3 申請料・任命料	2,000,000	3,064,000	△ 1,064,000
4 会費	1,725,000	1,316,000	409,000
5 雑収入	300,000	193,245	106,755
VII 繰入金	1,200,000	1,443,914	△ 243,914
当期歳入合計	108,286,000	111,471,168	△ 3,185,168
前期繰越金	23,937,090 (25,458,348)	25,458,348	△ 1,521,258 (0)
歳入合計	132,223,090 (133,744,348)	136,929,516	△ 4,706,426 (△ 3,185,168)

歳出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 幣帛料	2,900,000	2,703,900	196,100
1 本庁幣	2,800,000	2,673,900	126,100
2 神社庁幣	100,000	30,000	70,000
II 神事費	400,000	194,828	205,172
III 事務局費	31,670,000	28,611,424	3,058,576
(32,570,000)		(3,958,576)	
1 表彰並びに儀礼費	1,300,000	1,152,762	147,238
(1) 各種表彰費	500,000	627,040	△ 127,040
(2) 慶弔費	800,000	525,722	274,278
2 会議費	200,000	115,814	84,186
3 役員関係費	1,400,000	1,280,000	120,000
(1) 役員報酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地区会議関係費	120,000	0	120,000
4 給料及び福利厚生費	17,620,000	17,483,783	136,217
(1) 給料	9,000,000	8,952,000	48,000
(2) 諸手当	5,900,000	5,867,716	32,284
(3) 各種保険料	2,600,000	2,544,083	55,917
(4) 職員厚生費	120,000	119,984	16
5 庁費	6,100,000 (7,000,000)	5,704,844	395,156 (1,295,156)
(1) 備品費	500,000 (1,400,000)	1,198,149	△ 698,149 (201,851)
(2) 図書印刷費	950,000	559,386	390,614
(3) 消耗品費	1,400,000	1,237,077	162,923
(4) 水道光熱費	1,250,000	1,161,313	88,687
(5) 通信運搬費	900,000	1,125,563	△ 225,563
(6) 雑費	1,100,000	423,356	676,644
6 交際費	1,100,000	694,851	405,149
7 旅費	2,800,000	1,322,569	1,477,431
8 維持管理費	950,000	691,801	258,199
9 法務対策費	200,000	165,000	35,000

科目	予算額	決算額	差異
IV 指導奨励費	15,279,000	13,060,467	2,218,533
1 教化事業費	4,738,000	4,174,283	563,717
教化費	550,000	375,260	174,740
(2) 広報費	1,140,000	1,090,231	49,769
(3) 事業費	488,000	202,617	285,383
(4) 神宮奉賛費	1,180,000	1,214,424	△ 34,424
(5) 育成費	1,380,000	1,291,751	88,249
2 神社庁研修所費	2,000,000	936,055	1,063,945
(1) 研修費	2,000,000	936,055	1,063,945
3 祭祀研究費	2,850,000	2,406,879	443,121
4 各種補助金	5,691,000	5,543,250	147,750
(1) 神政連関係費	135,000	135,000	0
(2) 神青協補助金	450,000	450,000	0
(3) 氏青協補助金	90,000	90,000	0
(4) 県教神協補助金	90,000	90,000	0
(5) 女子神職会補助金	162,000	162,000	0
(6) 県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
(7) 神楽部補助金	90,000	90,000	0
(8) 作州神楽補助金	27,000	27,000	0
(9) 支部長懇話会補助金	150,000	0	150,000
(10) 神宮大祭派遣補助金	30,000	30,000	0
(11) 教諭師関係費	350,000	258,250	91,750
(12) 団体参拝補助金	200,000	0	200,000
(13) 遺跡地域神社活性化助成金	2,300,000	2,594,000	△ 294,000
(14) 地区大会等援助金	1,500,000	1,500,000	0
V 各種積立金	7,010,000	9,571,600	△ 2,561,600
(9,571,600)		(0)	
1 職員退職給与積立金	1,350,000	1,350,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
3 庁舎管理資金積立金	2,500,000 (5,061,600)	5,061,600	△ 2,561,600 (0)
4 次期式年遷宮準備金	2,000,000	2,000,000	0
5 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
6 関係者大会積立金	500,000	500,000	0
VI 神社関係者大会費	600,000	0	600,000
VII 負担金	22,329,300	21,947,584	381,716
1 本庁災害慰謝負担金	303,150	303,150	0
2 本庁負担金	6,366,150	6,366,150	0
3 本庁特別納付金	12,400,000	12,342,784	57,216
4 支部負担金奨励費	2,960,000	2,935,500	24,500
5 負担金特別対策費	300,000	0	300,000
VIII 渉外費	1,350,000	893,695	456,305
1 友好団体関係費	1,100,000	735,465	364,535
2 時局対策費	100,000	32,800	67,200
3 同和対策費	150,000	125,430	24,570
IX 神宮神徳宣揚費交付金	33,000,000	31,640,000	1,360,000
X 大麻頒布事業関係費	5,900,000	5,383,693	516,307
1 頒布事務費	500,000	398,441	101,559
2 頒布事業奨励費	5,400,000	4,985,252	414,748
XI 御代替奉祝費	3,000,000	1,845,128	1,154,872
XII 予備費	9,406,048	0	9,406,048
(6,844,448)		(6,844,448)	
当期歳出合計	133,744,348 (133,744,348)	115,852,319	17,892,029 (17,892,029)
次期繰越金	0	21,077,197	△ 21,077,197
歳出合計	133,744,348 (133,744,348)	136,929,516	△ 3,185,168 (△ 3,185,168)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。
注2 表中の()内は補正予算額。

「アマビエ」を用いた社頭授与品

教化委員会 広報部会 石井 宏 尚



令和二年は、本来ならば東京オリンピック・パラリンピックが開催され、華やかな年として記憶されるはずであった。だが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、大会は延期となった。現在も感染の終息は見えておらず、人々の生活には様々な制限や影響があり、精神的にも先の見えない不安な状態が続いている。

振り返ると、三月以降SNSやマス・メディア等を通じて「アマビエ」というものが知られるようになった。四月頃からだろうか、日本各地の神社の御朱印にもアマビエの絵を使用したものが見られるようになった。

このアマビエとは、江戸時代後期の弘化三年（一八四六年）に制作されたとみられる刷り物に絵と文が記されている。肥後国（現・熊本県）で夜ごとに海に光り物が起こったため、土地の役人が赴いたところ、アマビエと名乗るものが出現し、役人に対して「私は海中に住むアマビエという者だ。今年から六年間諸国は豊作になる。ただし

疫病がはやるから、すぐにでも私の姿を写して人々に見せよ。」と告げ、海中に帰ったとされている。

このことから、「疫病除けの妖怪」と令和の日本では認識され、広まってきたようである。このアマビエの絵を用いたものは何も御朱印に限らず、他の授与品にも用いられていた。更には民間事業者でもアマビエを用いた商品の販売、国の機関や地方自治体がキャンペーンに利用するなど、全国的なブームの様相を呈していたのである。

さて、ここで疑問となるのが、アマビエを用いた神社からの授与品の位置付けについてである。そもそも神社には御祭神が祀られているわけである。

今回のアマビエは民間信仰に属するものであり、いわゆる妖怪とされる。それを前面に出した授与品の頒布を神社が推奨しているというのは、御祭神との関係や整合性をどのように考えているのであろうか。新型コロナウイルス感染症による困難ともいえる状況の中で、人々の心のゆとりや安心を図るため、神社としてできることは何かというところで、授与しているかもしれない。

また、参拝者の減少の影響を、流石を取り入れることで何とか改善するために授与しているのかもしれない。氏子崇敬者の要請・要望や地域の事情から扱っているところもあるかもしれない。ただ、なぜ、アマビエを授与品に用いるのか、説明できるだけの根拠・裏付けがないと説得力がないのではないだろうか。事情がどうであれ、授与品が利益優先の俗な商品的な物にならないように、心して扱うということを常に意識することは当然のことである。

では次に、授与品について、神社本庁からどのように示されているのか確認する。

◎神社本庁憲章から抜粋

第八条 神社は、神祇を奉斎し、祭祀を行い、祭神の神徳を広

め、以て皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念することを本義とする。

三 神符、守札等の取扱いは、信仰上の尊厳を汚してはならない。

◎神符守札等の御取扱いに関する件

（昭和五十四年十一月二十七日通達第四号）から抜粋

一、神符守札は御社頭において参詣者に対し個々に授与することを原則とし、営利企業等に対して一括して大量に授与することは、商品化される恐れが多分にあるのでこれを行わない。

二、百貨店や商店等、社頭以外の場所へ出張しての授与は、商品との混同を招きやすいので、これを行ってはならない。

三、営利企業・団体等が、商品の購買者や協賛者を対象に、神符守札を斡旋頒布することは許可しない。

四、神符守札を一般商品の付加品としたり、宣伝の材料として利用させてはならない。

五、その他神符守札が、崇敬心の有無にかかわらず不特定の人に無条件で配布されたり、不浄不敬

の取扱いを受ける恐れのある場合は授与しない。

◎社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱いについて

(平成十一年七月六日付総神発第一

〇六〇号) から抜粋

一、凡そ神社社頭で頒布される神符・守札または縁起物といわれる干支や土鈴等の授与品は、単なる装飾品や置物ではない。よつて左の点に留意し、これらの社頭授与品が信仰上の対象であることを明白にすること。

(一) 授与品には、祈願を行うなど信仰上の儀式を徹底すること。

(二) 授与品の形態、紋様、図柄、文字について、神社との関係(特殊性、縁起性、縁由)等を説明できるようにし、一般物品販売業者の物品と同質のものと同質のものと解されないようにすること。

(三) 神社の尊厳を損なうようなものについては、厳に取扱いを慎むこと。

(四) 物品を取り扱っている場合は、会計上やその取扱いは、法等について、授与品と峻

別すること。

二、授与品の初穂料について税務署の質問等を受けた場合、授与品の受け入れ価格や奉製原価と授与料の差額が通常の物品販売業における売買利潤を大きく上回っているなど、神社への信仰上の表れとしての初穂料(税務上は神社への喜捨金)であることを説明すること。

以上のように、授与品に関しては、神職の重要な責務として、十分に慎重を期し、信仰上の尊厳を厳重に守るよう周知徹底が図られてきた。たまたま、アマビエという世間の注目を集めるものが登場し、「これはいいことではないか」「いちいちやかましいことはいわなくていいのではないか」などの考え方が進み過ぎると、本来の神職、神社としてのあり方が崩れてしまうように感じている。

また、社頭授与品は本来、非課税である。ただし、一般物品販売業者の物品と同質とみなされるような取扱いをすると、良かれとしたことが課税対象にもなりかねないわけである。神社信仰の根源に関わる所以を銘記し、問題となることが起きないよう充分に留意しなくてはならない。



『肥後国海中の怪(アマビエの図)』(京都大学附属図書館所蔵)

納骨施設は必要か

教化委員会 広報部会 副部長 河本昌樹

「墓終い」の定着

「墓地を管理できないので墓じまいをしたい。」

神社にて、そのような依頼を受けたことはないだろうか。これは言わば霊壘とお墓を管理できなくなったため、祀ることをやめたいという相談である。依頼者がこのような結論に至る理



由は様々だが、神職としては「簡単に行うべきではない。」と返答するものである。しかし、こんな依頼をする方々はすでに親族間で結論を出してしまっているケースが多く、決意は固い。こちらを唸らせるような現実もある。一例を挙げると、神道家の家長が亡くなり息子兄弟は皆県外に転居し、出所に残っているのは夫に先立たれた高

齢女性一人のみ。墓地近くに住む唯一の親族だからと管理を押し付けられ、困り果てて神社に墓じまいを依頼してきた。こうなると簡単には管理の継続を教示し難い。

これには依頼者の事情も然る事乍ら、「墓じまい」という言葉が余りに一般化したことも要因の一つと考えられる。更に難しいケースでは、親類縁者すら無いまま亡くなられ、祖霊神として祀る者がいない、仏教でいう「無縁仏」のような故人の墓じまいを共同墓地管理者から依頼されることもある。葬祭・霊祭を一時的に行うことは難しくない。問題はこの霊壘と遺骨をどのように祀り続けるか、である。

神社による納骨施設の運営

神社によっては祖霊社や墓地・納骨施設を神社が有し、この問題に対処しているところもある。中でも納骨施設を有する神社の多くは「永代祭祀」という祈願目で、仏事の「永代供養」のように霊壘や遺骨を神社の関係施設で護り、永久に祀り続けることを請け負っている。幾家々の祖霊神が祀られることなく処理されていく現実を見過ぎせないからであろう。

- 但し、施設管理については注意点多い。永代となると建築物の老朽化や管理者の交代に関わらず墓地と同じ責任を負い続ける為、長期を視野にした運営計画が必要である。又、祖霊舎と奥都城が離れてあるように、霊壘と遺骨を同じ施設で祀らない。境内に納骨施設は設置してはならない。当然、業者へ「名義貸し」での運営を行ってはならない。更に、納骨施設の設置については条件が少くない。
- 神社本庁では神社の納骨施設建設に関して次のような留意点を挙げている。
- ① 神社境内から離れた、飛び地神社有地に建設されること
 - ② 已む無く隣接する場合は、次の要点を満たすこと
 - イ 神社への参道と当該施設への進入路とが完全に区別されること
 - ロ 神社の主要施設と当該施設とが境内林などによって区切られ、ある程度の距離をもっていること
 - ハ 伝統的に神域として信仰されてきた区域内に建設されないこと
 - ニ 当該施設を建設する地積の割合が、境内地全体の地積に対してあまり大きくないこと

③ 何れの場合も、神社の主要建物と比較して、規模・様式に不調和の無いこと

(『神社実務Q&A』神社本庁編)

以上を満たすことを最低条件としている。更には法的条件も然る事乍ら近隣住民の理解も必要であろう。現在納骨施設を有する神社はこれらの条件をクリアした上で施設を運営している。

一方、お金さえ払えば墓地を手放し、管理から解放されると安易に判断してしまう人が増加することが予想できる。これを防がなければかえって問題を助長しかねない。

軽視されゆく先祖祀り

ネット上では「墓じまい」や「改葬」は商品名のように飛び交う。業者や宗教法人がホームページに「お墓を引き継ぐ人がいない、撤去して新しい墓地へ引っ越したい、墓地をやめてお骨を処理したい、こんな方には【墓じまい】がお勧めです。」と誠実そうな社員の写真とともにサービスプランを掲載している。墓地の解体や遺骨の取り出しだけでなく、改葬許可の行政手続きや永代供養の為の寺院の紹介まで行うと

のこと。「―こどもに迷惑をかけたくない方に」とまるで墓地が負の財産のような謳い文句を掲げる業者もある。ご先祖様をお祀りするのは我が国の文化であり、敬い尊ぶ心こそ日本人のありべき姿と守りたい。社頭に於いて、このような風潮を正す言葉を選ぶも教化の一環であろう。

神社での対応は

では実際に神社に対し「墓じまい」の依頼があつた場合どう対処するのが適切だろうか。神社庁に問い合わせがあつた場合、お祀りできる子孫のおられる限り現存の祖霊舎・奥都城は大切にしていたり、説明している

が、已むを得ず祀ることのできななくなつた際には氏神社への相談となり、ここからは各宮司の判断に任せているのが実態である。しかし対応可能な施設をもつ神社の方が当然少ない。こ

れは神社によつては事実上解決不可能な案件ということになる。これに対処する為、神社庁が納骨施設を有するべきという声もある。これには賛否あり、立地、初期費用、施設の維持管理、職員の負担、収益事業としての失敗しない程度の需要が見込めるか等の問題があり、更に注意すべきは先に述べた「永代祭祀」のような形である。そもそも仏事の「永代供養」は本来に「永代」なのか。岡山市のある真言宗の僧侶の方にお話を伺つたところ、「当寺院では納骨堂を所有してはいるが、本的には檀家の方がもつ墓地を維持するように促しており、どうしてもいう事情のある場合のみ納骨堂へ納めている。」更に、「永代供養といっても納



牛窓神社が所有する共同墓地「牛窓神社奥津城」

骨堂での供養は三十三回忌をもつて終り、その後は堂地下のカロートと呼ばれる共同納骨場へ埋め、ここで供養を続ける。」とのこと。地域差はあるが、ある年数を経過すると主立った供養から離れ、遺骨そのものへの執着を失くしていくという考えが根本にある。神道の奥都城ほどに重視はしないのであろう。

数少ないこういった依頼を対処不能とお断りしたところで、神社が信頼を失い社務に支障を来すことはないと思われるが、多くの神社に断られた依頼者が神道そのものに不信を抱くことは有り得る。

我々は平素から氏子の方々に、家族が誰も祖神様を祀ることができなくなつていくような状況にならぬよう、祖霊舎とは何か、お墓を大切にすべきは何故なのかという情報を一般へ発信することから始め、長い目で見ながら対処していくべきかもしれない。

「わしゃあ、ここでお墓見にやあおえんけえのう。」

親族が集まる会話の中で、誰かがお墓を管理している話が出るだけでも、一家の務めであるという空気が流れ、将来的に墓じまいの選択を回避する意識が生まれるのではないだろうか。

小林やすひこの 神社法律相談



岡山県神社庁士
顧問 小林 裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。
今回は小林弁護士に感染症と法的責任について説明していただきます。

神社での感染？—感染症と法的責任—

(相談)

当社でご祈祷を受けられた方が感染症に罹患しました。このような場合、当社は法的責任を負うことになるのでしょうか。

(回答)

一、神社が直ちに法的責任を負う？

神社がご祈祷を行うに当たって、ご祈祷を受けられた方の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、神社は生命、身体、財産等に配慮する義務違反又は不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになると考えられます。生命、身体、財産等に配慮する義務

違反に基づく損害賠償責任と不法行為に基づく損害賠償責任とは、要件に関して厳密には異なる部分があります。が、両者とも、①相手方が感染症に罹患しないようにする注意義務違反、②損害、③①と②との因果関係があることよって生じることになるといいます。

ご相談の件では、ご祈祷を受けられた方が感染症に罹患していることからすると、損害自体は発生していることになると考えられます。もともと、感染症は社会生活の中でも罹患する可能性があることからすると、ご祈祷を受けられた方がご祈祷の際に感染症に罹患したかは判然としないと考えられます。そのため、貴社において仮に感染症に罹患しないようにする注意義務違反があったとしても、損害との間の因果関係が不明確であると考えられることから、貴社が直ちに損害賠償責任を負うことになる可能性は高くないと考えられます。もともと、仮に損害賠償責任を負うことになる可能性が高くないとしても、神社において感染症対策が十分に行われていない場合、付近住民の方から不信感を抱かれることにつながりかねません。このようなことになってし

まっては、神社の運営に悪影響を及ぼすことになる可能性が考えられます。二、どのように対応すればいい？

まず、いわゆる三密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けようような方法を検討することになります。例えば、換気を徹底する等の方法が考えられます。

また、多くの方が触れる物等について定期的に消毒を行うことも有効であると考えられます。

なお、神社本庁において「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が公表されており、三密回避、消毒等に関して記載されています。当該ガイドラインは、感染症対策に当たって参考になると思われま

三、感染症対策の重要性

感染症対策は、法的責任の観点だけではなく神社の運営を滞りなく行う観点からも重要なリスクマネジメントになります。そのため、日頃から対応を検討していく必要があるところ、感染症対策に関しては労務問題等の法的問題が関係してくることも少なくありません。感染症対策をどのように行っていくかに関してお悩みの場合には、一度弁護士にもご相談されてはいかがでしょうか。

神宮大麻頒布 推進のお願い

教化委員会 神宮奉賛部会 副部長

中島 大秀

令和二年九月二十五日、岡山県神社庁神殿において、令和二年度神宮大麻頒布始奉告祭が厳かに斎行された。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、参列者数を制限し、各支部長および一部の神社関係者が参列した。

来賓は、皇室をお迎えする神宮のコロナ感染防止指針のため神宮大宮司（代理）は欠席となったが、神社本庁からは湯澤豊本宗奉賛部長が参列された。神宮大麻が神前に奉られ、佐々木副庁長が斎主となり祝詞奏上後、牧庁長等が玉串拝礼を行った。

祭典終了後、牧庁長と藤山副庁長から各支部長に対して神宮大麻と暦および神社本庁幣帛料が授けられた。引き続き令和二年度の表彰式が執り行われ、神宮大宮司表彰として、倉敷都窪支部と吉備支部が優良支部として表彰され、特別頒布優良奉仕者として岡山支部の御崎宮根石俊明宮司、優良奉仕

者として十名の神職と五社の神社関係者がそれぞれ表彰され、続いて行われた令和元年度岡山県神社庁神宮大麻関係係表彰式では、十二社の神社と三名の役員が表彰された。

表彰式終了後、神宮大麻頒布推進会議が開催され、湯澤豊本宗奉賛部長から神社本庁統理の挨拶が披露され、次の説明があった。

- ①神宮大麻頒布数が減傾向であること
- ②本宗奉賛部としては、第三期「三ヵ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」では、初年度となる令和二年に二十五年ぶりに神宮大麻初穂料が改定となること
- ③最終年度の令和四年は神宮大麻全国頒布百五十周年の節目の年となること

ことから、より強力な増頒布活動に努めなければならないこと

また、今回神宮大麻初穂料が改定されたのは、次期式年遷宮の御用材となる大径木の良材確保が年々困難を極めており、遷宮費確保のために早期の対処が必要であることから、皇家第一の重事、神宮無双の大宮である式年遷宮の御準備に万全を期すべく、神宮が決定されたことによるものである旨や、これを受け改定までの経緯など、資料をもとに詳細な説明がなされた。

教化委員会 神宮奉賛部会 高山部長からは、本年度の大麻頒布推進活動事業計画について次の説明がなされた。

- (一)タウンメールによる神宮大麻頒布推進
- (二)神道青年協議会への助成
- (三)QRコード入りのポスターによる神

棚贈呈

(四)神宮大麻支部担当者合同会議

七月二十八日に支部担当者合同会議

では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策や、神宮大麻初穂料の改定等、例年よりも大変厳しい頒布環境が予測される中で、どのようにすれば、岡山県内の神社が一丸となって頒布推進に取り組んでいけるか各支部の意見を出し合った。

新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式の実践が求められ、大変厳しい状況ではありますが、それぞれが将来に不安を抱える今だからこそ、神宮大麻と氏神神社の御神札の両方を心のよりどころとして、多くの方にお祀りいただき、祈りを通じてこの国難をともに乗り越えて行けることを切に願うものである。

頒布活動に関わる神職・総代の皆様には、感染症対策を徹底の上、頒布活動への一層のご協力をお願い申し上げます。次第である。

令和元年度 県神社庁神宮大麻関係表彰

神宮大麻関係表彰三条二号(個人表彰)		神宮大麻関係表彰三条一号(神社・団体表彰)	
玉島浅口支部	磐岩神社責任役員	岡山支部	岡南神社
川上支部	大谷八幡神社責任役員	倉敷郡窪支部	八幡神社
新見支部	八幡神社責任役員	津山支部	加茂神社
美作支部	土居神社	玉島浅口支部	磐岩神社
真庭支部	徳山神社	邑久上道西大寺支部	金田天満宮
新見支部	天満神社	井笠支部	星尾神社
川上支部	磐戸山神社	吉備支部	熊野神社
高梁支部	八幡神社	高梁支部	八幡神社
新見支部	八幡神社	川上支部	磐戸山神社
美作支部	土居神社	新見支部	磐戸山神社
玉島浅口支部	磐岩神社責任役員	真庭支部	徳山神社
川上支部	大谷八幡神社責任役員	新見支部	天満神社
新見支部	八幡神社責任役員	美作支部	徳山神社
	上田 永二	美作支部	土居神社
	松本 茂昭	真庭支部	徳山神社
	安田 英文	新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南神社
		倉敷郡窪支部	八幡神社
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		井笠支部	星尾神社
		吉備支部	熊野神社
		高梁支部	八幡神社
		川上支部	磐戸山神社
		新見支部	磐戸山神社
		美作支部	徳山神社
		真庭支部	徳山神社
		新見支部	天満神社
		川上支部	磐戸山神社
		高梁支部	八幡神社
		吉備支部	熊野神社
		井笠支部	星尾神社
		邑久上道西大寺支部	金田天満宮
		津山支部	加茂神社
		玉島浅口支部	磐岩神社
		岡山支部	岡南

こだわりの社

鶴崎神社参集殿

第 32 回

(都窪郡早島町早島鎮座)

宮司 太田 浩司

鶴崎神社では平成十年に社務所を移して改築、平成二十年には平成の大改築として本殿移設及び社殿改築を行い、令和元年十二月御大典記念事業として参集殿が竣工した。

建設の経緯は、参拝者の増加により手狭となった社務所機能（授与所、事務室、会議室）の拡張、老朽化した職舎（旧社務所）の除却、参拝者トイレの拡張、神輿庫が境内景観を損ねているための移設等の懸案を解決するため、平成三十一年三月から工事が取り進められていた。

竣工した参集殿は、木造二階建て一部スラブ構造、外壁は一階を杉焼板、二階を漆喰仕上げとし、屋根は経年した緑青銅板色に似せたオリブ色のガルバリウム鋼板葺きとし、社殿とのバランスを考慮して境内からは平屋建

てに見えるような建立方式を採った。

この建立方式を実現させ、社頭の景観を向上させるために、三段になっている複雑な土地に本棟と南棟の二棟を渡り廊下と内階段で繋ぎ、土地に適応させた建物が考案されたのである。

本棟は境内から繋がる二階部分に玄関ホール、授与所兼事務室及び応接ブース、男女用トイレ、職舎を配置し、一階には将来、大会議室に改装可能な余地を残した大型倉庫を併設した。

南棟は二階に神殿を備えた会議室兼祈祷所、一階には神職・巫女更衣室二室、その他一室、玄関ホール、トイレを備える。

設計士と数十回に亘る綿密な打合せで、特に「こだわり」の授与所は風雨と直射日光対策として三メートルの軒を付け、参拝者に対し立って対応が出来るように幅五、四メートルの外カウンターの高さを一メートル、内カウンターの高さを八〇センチに設定し、上下可動式の椅子を配置した。

事務室、応接ブース、会議室は全てキャスター付きの椅子とテーブル形式にして、特に会議室は一五〇センチ×六〇センチのスタッキングテーブルを採用し、二人掛けとする事でゆったりとした空間が生まれ、人数に応じたレ

イアウトも容易に出来る。また、取っ手を廃止した仕込み戸を開くと、神殿が現れ、神道家の年祭、祈祷も奉仕可能である。

全ての床をタイルカーペットとした事で、冬でも足裏が暖かく、汚れた場合部分的な取替も可能となる。また、Wi-Fiルーターを三台設置し、全室及び境内の一部をインターネット接続可能域とする事により、総代の持つスマートフォンにも対応させた。

この度の工費で工夫した事は、建築面積二七六、一六平方メートル（八三・五四坪）一階倉庫部分を加えると四三二、七六平方メートル（一三〇、九〇坪）となるため、設計士と施

工者に了解を得て、建設費の中から備品、什器の殆どを除外（ユニットバス、洗面台、キッチン収納、便器、給湯設備、エアコン、テーブル、椅子等）して貰い、施主支給として神社側で全て手配した事により、量販専門業者から



参集殿全景

格安で購入設置でき、建設費を抑える事が出来た。

付帯事業として、社務所内の台所を取り払い、女性用トイレ（二掘）に改装、事務室の一部を取り込み男性用トイレの便器を二掘追加して、土足で入れるように改装。二〇畳の座敷を半分に仕切って、片方に二基の神輿を格納する神輿庫として改装した。

正月三ヶ日、「こだわり」の授与所で手伝いの巫女の感想は「暖かく、機能的で、広く動けるので疲れを全く感じない。」と高評価を得、境内に迫り出していた職舎（旧社務所）と神輿庫



授与所兼事務室及び応接ブース



会議室兼祈禱所

が除却された事により、広々とした景観に様変わりし、堂々とした社殿全体を眺望する事が出来るようになり、参拝者からも喜びの声が聞こえた。

構想二年、次々と追加される神社からの要望に応え、設計士が書き直した設計図は実に九パターンに及び、最終決定した設計図を基に、見積合わせを六業者にお願ひし、施工者を選定した。設計士、施工者は施工中も神社の追加、変更要望にも予算内で快く対応していただいた事に感謝し、今後は、この参集殿を氏子の拠り所として大切に活用して行く所存である。

「岡山の神事」ホームページ公開

祭祀委員会 特殊神事部会

部長 鈴木宏志

平成二十九年から、皆様に度々ご協力を賜り進めてまいりました「県内神事・行事総合調査」につきまして、ご報告いただきましたデータを基に、この度、岡山県神社庁のホームページから、各神社の祭事を検索できるように「岡山の神事」として整備いたしました。

これにより、一般の方が神社庁のホームページから各神社の祭事を調べて参拝されたり、祭事から各神社の詳細を調べることが可能になりました。

「岡山の神事」は既に公開しておりますが、情報が不十分なところも多く、特に各神事の写真は殆どご提供いただけていないのが現状です。特殊神事部会では随時更新作業を行ってまいりますので、これからの追加の情報、神事の詳細や由来、神事の写真などのご提供をお待ちしております。

「岡山の神事」検索ページの更なる拡充のため皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

情報及び写真の送付先

メール

okayama.shinji.sogochosa@gmail.com

郵送

岡山県神社庁

※なるべくデータでのご送付をお願いいたします。



名誉宮司

神職任免

就任発令の部

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 18 rows of appointment data.

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 氏名. Contains 1 row of honorary appointment data.

退任発令の部

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 1 row of resignation data.

神職帰幽

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 14 rows of resignation data.

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名, 現身分, 享年. Contains 4 rows of resignation data.

庁 務 日 誌 抄

令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日

7 月	
1 日	月次祭
6 日	教化委員会総会・各部会
7 日	祭祀委員会総会・役員会
8 日	直階検定講習会受講者面接
13 日	神政連監査会・役員会
14 日	神青協広報部会
16 日	広報部会
20 日	総代会監査会・役員会
27 日	祭儀部会／雅楽部会
28 日	神宮大麻頒布担当者合同会議
29 日	二級伝達式
30 日	神青協発送作業

8 月	
3 日	神政連代議員会
4 日	月次祭
7 日	直階検定講習会（8 / 7～9 / 1）
20 日	監査会
21 日	広報部会（鶴崎神社）
25 日	祭祀舞部会／雅楽部会（いさお会館）
28 日	役員会（岡山シティホテル）

9 月	
1 日	階位検定委員会
2 日	月次祭
8 日	祭祀舞部会

14 日	女子神役員会
15 日	育成部会
16 日	神宮奉賛部会
17 日	神宮大麻頒布始奉告祭習礼
24 日	神青協臨時総会・役員会
25 日	神宮大麻頒布始奉告祭
28 日	財務委員会／特殊神事部会

10 月	
1 日	月次祭
6 日	直階伝達式
7 日	役員会／身分選考表彰委員会
20 日	事業部会
29 日	特殊神事部会
30 日	祭祀舞部会／雅楽部会（いさお会館）

11 月	
2 日	月次祭
11 日	神青協研修会・役員会
13 日	表彰状伝達式／臨時協議委員会／関係者大会企画委員会／女子神三役会
17 日	祭儀部会
19 日	神宮奉賛部会
20 日	研修企画室会議
24 日	祭祀舞部会／特殊神事部会
26 日	伊勢神宮新穀感謝祭（役員のみ参列）
27 日	世界連邦岡山県宗教者大会（聖ディエゴ喜斎記念聖堂）
30 日	女子神役員会

岡山県神社関係者大会概要

令和三年の岡山県神社関係者大会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて次の通り開催を予定しております。但し、感染状況により変更となる場合があります。開催の詳細は、支部を通じて追ってお知らせいたします。

開催日 令和三年四月二十一日(水・赤口)午後一時三十分から

場所 岡山国際ホテル

講演会 演題(仮)皇室について

講師 広島県三原市鎮座 龜山神社 宮司 潮 清史 先生

参加人数 約三百人

◆岡山県神社庁 春の神社参拝旅行

毎年三月から四月ごろに神職・氏子の方にご参加いただいております春の神社参拝団体旅行につきまして、この度の新型コロナウイルス感染症の影響で現時点での実施は未定となっております。感染状況を見極めつつ、実施の可否を決定いたします。

閉庁のお知らせ

令和二年十二月二十九日(水)～令和三年一月四日(年末年始)

あとがき

神社庁ホームページは新たに「岡山の神事」という項目が追加されました。祭祀委員会特殊神事部会主導のもと制作され、昨年八月に公開となりました。

また、我々広報部会も小規模な改良を行いました。一般の方が、神社庁のホームページを利用する際に、神社検索が重要な要素となります。同時に、検索にはスマートフォンの使用が主流となっております。

そこで、以前から神社検索の項目はスマートフォンやタブレットに対応していたこともあり、スマートフォンなどからのアクセスに、トップページから神社検索へ

の窓口を整備することで、迷うことなく氏神様や目的の神社を検索しやすく改良しました。更に、「ご祈禱は氏神様で受けましょう」と一文を付け加えることで神社検索の本領を発揮します。氏神様を認識していただくこと、神事は氏神様で受けていただくこと、それが本来の姿ではないかと思えます。

最後に、まだ新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えません。皆様におかれましては、「新しい生活様式」を取り入れて、感染には充分ご留意ください。そして、一日も早い終息をお祈りするばかりです。

広報部長 青江

